

下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案要綱

第一 下水道法の一部改正

一 公共下水道の排水区域内の土地の所有者等が、その土地の汚水を浄化槽（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）で処理している場合における当該汚水に係る排水設備については、公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の見地から著しく不適切な場合として政令で定める場合に該当する場合を除き、下水道法第十条第一項本文の規定は適用しないものとする。

（下水道法第十条第一項関係）

二 公共下水道管理者は、必要があると認めるときは、浄化槽の設置に関して監督を行う都道府県知事等に対して、当該浄化槽の設置の状況に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができるものとする。

（下水道法第十条第五項関係）

三 公共下水道の処理区域内においてくみ取便所を水洗便所に改造する場合には、浄化槽にも連結することができるとする。

(下水道法第十一条の三第一項関係)

第二 建築基準法の一部改正

公共下水道の処理区域内の建築物における水洗便所については、浄化槽にも連結することができるものとする。

(建築基準法第三十一条第一項関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第四条まで関係)